平成３０年（フ）第４７号
長野県松本市寿北７丁目22番77号　県営住宅
債務者　飯沼　秀子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第１１号
長野県伊那市高遠町東高遠1154番地
債務者　大石みち子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第２６６号
神戸市北区有馬町480番地　ノベラ有馬101号
債務者　下戸　千明
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８０号
兵庫県三田市尼寺1073番地
債務者　河田　敏晴
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３４号
兵庫県加古川市野口町北野160番地の１
イーストビレッジ北野Ａ－202号
債務者　備　　恵美（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１５０号
兵庫県加古郡稲美町野寺1050番地の52　野寺団地７号
債務者　中上　理絵
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３９８号
奈良市中山町西４丁目551番地の９
債務者　中川貴容子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第６８号
奈良市神殿町556番地22、住民票上の住所奈良県大和郡山市小泉町3515番地２　レオパレスＫ＆Ｍ103
債務者　大西　貴法
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第８７号
奈良県桜井市大字慈恩寺880番地の１　323号
債務者　上原あけみ
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第４０号
奈良県高市郡高取町与楽1160　飛鳥病院、住民票上の住所奈良県宇陀市榛原萩乃里12番地萩乃里マンション106号
債務者　渡邉　和広
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野340番地19
債務者　平岡　智之
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第３２号
鳥取県米子市上後藤５丁目１番16号
債務者　三上　友紀
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第１３８号
岡山市東区可知４丁目３番７号　レジデンス益野301
債務者　川瀬　裕馬
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０８号
広島県安芸郡府中町青崎東19番32―301号
債務者　松本　真一
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１６２号
広島県廿日市市阿品台東３番５―202号、申立時の住所広島県廿日市市桜尾本町14番15号
債務者　河口　美也
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４８号
山口県下関市長府松小田北町10番34号
債務者　原田惠美子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第４０号
山口県下関市秋根新町７番５―612号
債務者　飯田　幸雄
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係